勘違いしていませんか？

トラックでの荷役作業時の安全対策の義務は、トラック運送業だけの話ではありません！

他社のトラックでも、

労働者に、最大積載量２トン以上又はテールゲートリフターを備えたトラック（※一部例外あり）で、荷を積み卸す作業をさせる

全ての業種の事業者が対象です！

詳しくは裏面へ☞

広島労働局・福山労働基準監督署

① 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1 施行

●昇降設備設置

最大積載量２トン以上のトラックで、労働者に**荷を積み卸す作業**を行わせるときは、**昇降設備**の**設置**をする**必要**があります。

昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」で必要です。

●保護帽着用

次に該当するトラックで**荷を積み卸す作業**を行うときは、労働者に**保護帽**の**着用**をさせる**必要**があります。

保護帽は、形式検定（国家検定）に合格した「**墜落時保護用**」である必要があります。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量２トン以上５トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

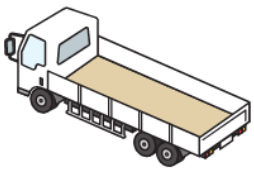

平ボディ車

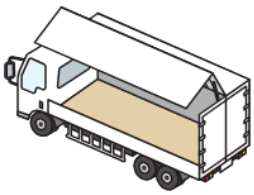

ウイング車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

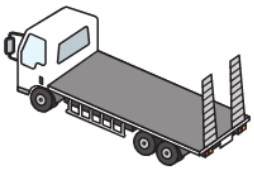

建機運搬車

（荷台の側面が構造上開放されているものの例）

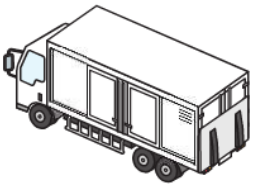

バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの

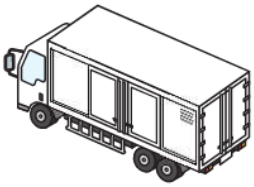

バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量５トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1 施行

●テールゲートリフター操作業務の特別教育

トラックに設置された**テールゲートリフター**を使用して、**荷を積み卸す作業**（※）を行なわせる労働者に対し、**特別教育**を実施する**必要**があります。

※テールゲートリフターに備えられた荷のキャスターストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納等も対象